

様式 A ― 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日作成)

[所管：都市計画推進部 建築安全課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第 17 条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	A	B
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 B — 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 17 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築調整係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 17 条第 3 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 第 10 条から第 24 条 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日号 国土交通省令第 114 号） 大阪府福祉のまちづくり条例 第 13 条から第 29 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 21 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21 日 （注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 21 日 （都市計画推進部建築安全課）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		標準処理期間は明確に定めたものではなく、あくまでも目安である。